

別表 1

算 定 基 準

1 区分	2整備区分	3 種 目	4 基 準 額	5 対 象 経 費	6 負担割合
放課後児童クラブ（1支援単位あたり）	創 設 及 改 築	本体工事費	24,964千円 ただし、平成27年7月13日府子本第204号内閣府子ども・子育て本部統括官通知「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて（以下「通知」という）の第1による、放課後子ども総合プラン（平成26年7月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、文部科学省生涯学習政策局長連名通知）に基づく学校敷地内等における創設又は改築を行う場合（以下「放課後子ども総合プランによる場合」という。）。 49,928千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	放課後児童クラブの創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。）	市町村が整備を行う場合 国 1/3 〔都道府県〕 1/3 市町村 1/3
		賃借料加算	6,100千円	新たに土地を貸借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 国 2/9 〔都道府県〕 2/9 市町村 2/9 設置者 1/3
	拡 張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	
		賃借料加算	6,100千円	新たに土地を貸借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用（施設の拡張により必要となる部分に限る。）	
	大規模修繕	本体工事費	通知の第4の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	放課後児童クラブの大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	
		特殊附帯工事費	15,023千円	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費	
		解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	1,325千円	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	
			1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 2 改築に際して仮設施設を整備する場合		

1, 972千円

3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。

4 大規模修繕に際して仮施設を整備する場合は、通知の第4の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。

別 表 2

算 定 基 準

1 区分	2整備区分	3 種 目	4 基 準 額	5 対 象 経 費	6 負担割合
病児保 育施設	創 設 及 改 築	本体工事費	33,900千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	病児保育施設の創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度とする。以下同じ。）並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。）	市町村が整備を行う場合 国 1/3 （都道府県） 1/3 市町村 1/3
		設計料加算	1,695千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料	（都道府県） 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10
		環境改善加算	4,000千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	
		地域の余裕スペース活用促進加算	3,500千円	地域の余裕スペース（公営住宅、公民館等）を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用	
	拡 張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	
		設計料加算	本体工事費の5%	本体工事費以外に別途必要となる設計料	
		環境改善加算	4,000千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	
	大規模修繕	本体工事費	通知の第4の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	病児保育施設の大規模修繕に必要な工事費	

			又は工事請負費及び工 事事務費
	特殊附帯 工事費	14,300千円	特殊附帯工事に必要 な工事費又は工事請負 費
	解体撤去 工事費及 び仮施設 整備工 事費	<p>1 改築に際して既存施設を解体し撤去する 場合 2,093千円</p> <p>2 改築に際して仮施設を整備する場合 3,728千円</p> <p>3 一部改築に際して既存施設を解体し撤 去する場合又は仮施設を整備する場 合は、通知の第2の2により内閣総理大臣 が必要と認めた額とする。</p> <p>4 大規模修繕に際して仮施設を整備す る場合は、通知の第4の2により内閣総 理大臣が必要と認めた額とする。</p>	解体撤去に必要な工 事費又は工事請負費及 び仮施設整備に必要 な賃借料、工事費又は 工事請負費

別 表 3

算 定 基 準
(第8条に基づき、放課後児童クラブの整備を行う場合)

1 区分	2 整備区分	3 種 目	4 基 準 額	5 対 象 経 費	6 負担割合
放課後児童クラブ(1支援単位あたり)	創 設 及 び 改 築	本体工事費	第8条(1)に基づく場合 37,446千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 27,460千円 第8条(4)に基づく場合 32,953千円 ただし、放課後子ども総合プランによる場合第8条(1)に基づく場合 74,892千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 54,921千円 第8条(4)に基づく場合 65,905千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	放課後児童クラブの創設及び改築整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合 国 1/3 (都道府県) 1/3 市町村 (1/3) 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 国 2/9 (都道府県) 2/9 市町村 2/9 設置者 (1/3)
		賃借料加算	第8条(1)に基づく場合 9,150千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 6,710千円 第8条(4)に基づく場合 8,052千円	土地借料	
		特殊附帯工事費	第8条(1)に基づく場合 22,535千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 16,525千円 第8条(4)に基づく場合 19,830千円	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費	
		解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条(1)に基づく場合 1,988千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 1,458千円 第8条(4)に基づく場合 1,748千円	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	
			2 改築に際して仮施設を整備する場合 第8条(1)に基づく場合 2,958千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 2,169千円		

		第8条(4)に基づく場合 2,603千円	
--	--	-------------------------	--

別 表 4

算 定 基 準
(第8条に基づき、病児保育施設の整備を行う場合)

1 区分	2 整備区分	3 種 目	4 基 準 額	5 対 象 経 費	6 負 担 割 合
病児保育施設	創 設 及 び 改 築	本体工事費	第8条(1)に基づく場合 50,850千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 37,290千円 第8条(4)に基づく場合 44,748千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	病児保育施設の創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合 国 1/3 (都道府県) 1/3 市町村 (1/3) 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 国 3/10 (都道府県) 3/10 市町村 3/10 設置者 (1/10)
		設計料加算	第8条(1)に基づく場合 2,543千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 1,865千円 第8条(4)に基づく場合 2,237千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料	
		環境改善加算	第8条(1)に基づく場合 6,000千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 4,400千円 第8条(4)に基づく場合 5,280千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	
		地域の余裕スペース活用促進加算	第8条(1)に基づく場合 5,250千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 3,850千円 第8条(4)に基づく場合 4,620千円	地域の余裕スペース(公営住宅、公民館等)を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用	
		特殊附帯工事費	第8条(1)に基づく場合 21,450千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 15,730千円 第8条(4)に基づく場合 18,876千円	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費	

		<p>解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費</p> <p>1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条(1)に基づく場合 3, 140千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 2, 302千円 第8条(4)に基づく場合 2, 763千円</p> <p>2 改築に際して仮設施設を整備する場合 第8条(1)に基づく場合 5, 592千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 4, 101千円 第8条(4)に基づく場合 4, 921千円</p> <p>3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。</p> <p>4 大規模修繕に際して仮設施設を整備する場合は、通知の第4の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>	
--	--	---	---	--